桜ケ丘小学校 タブレット使用のきまり

令和5年度

1. はじめに

- ・タブレットを貸し出す目的は,学習に使うためです。 (学級・学年活動や委員会・クラブ活動に使用することもあります。)
- ・使用のきまりが守れないときは、タブレットを使うことができなくなります。
- ・タブレットの使い方に問題があって壊れた場合や無くした場合は、修理代を負担してもらう ことがあります。

2. 使い方全体に関わって

- ・自分のタブレットのみ使う。貸し借りはしない。
- ・タブレットを持ったまま走る,歩きながら使うことはしない。
- ・仲間や学校内の写真を撮り、無断で使用する、加工する、SNSにアップすることはしない。
- ・学習や委員会などに関係のないサイトへのアクセスはしない。
- ・個人のAppleやGoogleなどのアカウントは使わない。
- ・有料サイトやオンラインショップは使わない。
- ・タブレットにはってあるシールなどは、勝手にはがさない。
- ・パスワードは、ほかの人には教えない。

3. 登校したら

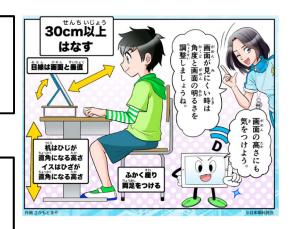
・指示があるまで、ランドセルにしまっておく。

4. 授業中

- ・先生の指示でタブレットを使う。
- ・イラストにあるような姿勢で使う。画面に近付きすぎないようにする。
- 話を聞くときは、タブレットをさわらない。

5 休み時間中

- ・休み時間は使わない。
- ・学習、学級・学年活動や委員会活動で使う場合は 先生に許可をもらい、先生がいるところで使う。



6 下校のとき

- ・持ち帰るときは必ず青色の袋につめて、ランドセルに入れる。
- ・雨の日には濡れないように気をつける。
- ・持ち帰らない場合はタブレット保管庫に返す。
- ・保管庫に片付ける時は、コードをきちんと扉の中に入れる。
- ・持ち帰っても学校のルールと同じ使い方をする。動画やSNSなどの娯楽のためではなく、学習の ために使う